

【報告第3号】

真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について

真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書

真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は真岡市・二宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の公務災害補償の取扱いについて、下記のとおり確認する。

記

1 制度の適用

委員等が、協議会の活動中に又は協議会の会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けようとする場合においては、真岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年1月11日条例第1号）を適用するものとし、協議会の予算から補償を支給する。

2 経費の負担

1により委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、両市町が均等に負担するものとする。

3 適用除外

両市町及びその他の地方公共団体の常勤の職員並びに両市町の議会の議員にあつては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとし、本書による取り決めは適用しないものとする。

4 その他

このほか、委員等の公務災害補償に関し必要な事項は、両市町の長が協議して別に定める。

平成19年9月25日

真岡市長 福田武隼

二宮町長 藤田忠義